

入札説明書

市町村ごとの納付金額や標準保険料率の算定に向けた国保事業費納付金等算定標準システム専用パソコン機器賃貸借契約に係る競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

令和8年6月29日（月）

2 競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品及び数量

パソコン機器及びそれに付随する機器等 1台

(2) 借入期間

令和8年9月1日から令和13年8月31日までの長期継続契約とする。

納品日から令和8年9月1日までの期間については、動作確認のための試用期間とし、賃借料は発生しないものとする。

(3) 納入場所

大分県福祉保健部県民健康増進課執務室（大分市大手町3丁目1番1号）

(4) 仕様書

別添のとおり

3 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得している者であること。

(4) この調達に係る仕様書に基づき、入札参加申請の手続を行った者であること。

(5) この公示の日から開札までの間に、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品の機能等証明書（以下「機能等証明書」）を令和8年7月6日（月）午後5時00分までに下記4に掲げる部局に提出し、承認を受けた者。機能等証明書に関する詳細は、別添「機能等証明書作成要領」を参照のこと。

(6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

- ウ 暴力団員が役員となっている事業者
- エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
- オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者
- カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 契約に関する事務を担当する部局の名称及び場所

大分県福祉保健部県民健康増進課

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

電話 097-506-2748

5 契約条項を示す場所及び日時

入札説明書を令和8年7月10日（金）午前10時00分まで、大分県ホームページ及び大分県共同利用型電子入札システム（以下、「電子入札システム」という。）に掲載することにより契約条項を示す。

6 電子入札システムの利用

本案件は、電子入札システムで行い、紙による入札は認めないものとする。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか大分県電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）による。

7 電子入札システム及び契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 使用言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

8 電子入札システムによる参加申請

入札に参加する者は、上記「3 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項」に掲げる条件をすべて満たしている者並びに、事前に電子入札システムにおけるICカード（電子証明書）とカードリーダーの準備及び利用者登録を完了している者とする。
なお入札参加申請期間は令和8年6月29日（月）午後4時00分から、同年7月6日（月）午後5時00分までとする。

9 電子入札システムによる入札金額の入力期間

令和8年7月7日（火）午前9時00分から、同月10日（金）午前10時00分まで

10 電子入札システムによる開札予定日時

令和8年7月10日（金）午前10時30分

11 再入札

開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治体施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第4項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については、入札金額入力期限、開札日時及び最低入札価格を別途通知する。

12 大分県契約事務規則の適用

入札、契約及び契約の履行等の本調達に係る事項については、大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）の規定を適用するので、この点を了承のうえ入札に参加する

こと。

13 入札保証金に関する事項

見積金額の100分の5（インターネット入札にあつては、予定価格の100分の10）以上の入札保証金を納付すること。ただし、令第167条の5の規定により知事が定める資格を有する者による競争入札に付する場合において、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金を全額または一部の納付が免除される。

14 入札参加時の注意点

- (1) 入札には、上記3の(2)に掲げる資格の審査申請又は登録事項の変更届の手続きを経て、入札の参加、契約の締結及び物品の納入、代金の請求及び受領等並びにこれらに附帯する一切の事項の権限を有する者として登録を受けた者（以下「本人」という。）が参加することを原則とする。
- (2) 入札金額は、月額賃借料とする。見積に当たっては60月賃借料率で計算し、別添「調達仕様書」に占める内容に対する一切の諸経費を含めた額を記載すること。
- (3) 落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入力すること。
- (4) 上記以外の電子入札システムによる入札に係る事項について、運用基準及び「大分県共同利用型電子入札システム受注者物品操作マニュアル」をよく読んだうえで手続きを行うこと。

15 入札の無効

大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再入札に参加することができない場合がある。

16 最低制限価格に関する事項

設定しない。

17 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。
- (3) 再入札は1回までとし、再入札の結果落札者が決定しない場合は、手続を改めることとする。

18 契約保証金に関する事項

落札者は、契約担当者が指定する日時（落札決定の日から7日以内）までに、入力した入札金額に12を乗じて得た額（年額）に、100分の10に相当する額を加算した金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

なお、契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付する。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

- (2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

19 契約書の作成

落札者決定通知の日から7日以内に、県が作成する様式による賃貸借契約書に必要事項を記載し、記名押印のうえ上記18に掲げる契約保証金若しくは上記18の(1)又は(2)に掲げる事項を証明する書類を添えて提出すること。